

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書				連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名		
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否								可
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)								
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(五)付表「2」)		1	円	連 結 親 法 人 事 業 年 度 が 平 成 31 年 4 月 1 日 以 後 に 開 始 す る 連 結 事 業 年 度 の 場 合	(7) > 8 % の 場 合		13	
控 除 対 象 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 の 計 算	同上のうち特別試験研究費以外の額の合計額		2		(7) ≤ 8 % の 場 合		14	
	(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額		3		$\frac{9.9}{100} - (\frac{8}{100} - (7)) \times 0.175$ (0.06未満の場合は0.06)			
	控除対象試験研究費の額の合計額 (2) + (3)		4		(5) = 0 の 場 合		15	0.085
					(9) > 10 % の 場 合 の 控 除 割 増 率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)		16	
増 減 試 験 研 究 費 割 合 の 計 算	比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(九)「5」の合計)		5		税 額 控 除 割 合 $((13)、(14) \text{ 又は } (15)) + (((13)、(14) \text{ 又は } (15)) \times (16))$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)		17	
	増減試験研究費の額 (1) - (5)		6					
	増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$		7		税 額 控 除 限 度 額 (4) × ((12) 又は (17))		18	円
					調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)		19	
試 験 研 究 費 割 合 の 計 算	平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(九)「10」の合計)		8	当 期 税 額 基 準 額 の 計 算	(9) > 10 % の 場 合 の 特 例 加 算 割 合 $((9) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)		20	
	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$		9		当 期 税 額 基 準 額 の 計 算	(19) × ((0.25又は0.4) + (20))	21	円
税 額 控 除 割 合 の 計 算	連た連結法人事業年度の 度が平成31年4月1日 前に開始し	(7) > 5 % の 場 合 $\frac{9}{100} + ((7) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.14を超える場合は0.14)	10		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((18) と (21) のうち少ない金額)		22	
		(7) ≤ 5 % の 場 合 $\frac{9}{100} - (\frac{5}{100} - (7)) \times 0.1$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.06未満の場合は0.06)	11		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の①」)		23	
	税 額 控 除 割 合 (10) 又は (11) ((5) = 0 の場合は0.085)		12		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (22) - (23)		24	